

## 役務等業務に係る契約事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市契約規則（平成2年前橋市規則第4号。以下「契約規則」という。）に定める清掃等役務の提供に係る業務及び動産の借入業務（以下「役務等業務」という。）に係る契約事務の適正化及び円滑化を図るために必要な事項を定めるものとする。

(契約の事務処理手順)

第2条 役務等業務に係る契約事務は、発注課において次の手順を基本に処理するものとする。この場合において、必要があれば契約監理課で相談に応じるものとする。

- (1) 発注する業務の内容を検討し、仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）を作成する。
- (2) 法令等にのっとり、契約の方法（一般競争入札、指名競争入札又は随意契約）を検討する。
- (3) 一般競争入札に付そうとする場合は、次に掲げる手順により、入札に付するものとする。
  - ア 前橋市役務等業務に係る条件付一般競争入札取扱要領（平成28年1月19日伺定め）の定めにより、入札参加資格、入札告示文案及び一般競争入札の実施日程を検討し、業務等の実施に係る意思決定の決裁を受ける。
  - イ 予定価格調書を作成し、決裁を受ける。
  - ウ アの規定による決裁を受けた後に、入札公告を行う。
  - エ ウの入札公告の定めるところにより、入札参加資格の確認、仕様書等の明示、質問の受付及び回答等必要な手続を行う。
  - オ 入札を執行し、受注業者を決定する。
- (4) 指名競争入札又は随意契約の方法によろうとするときは、次に掲げる手順により、入札又は見積合わせに付するものとする。
  - ア 指名競争入札の参加者又は見積書を徴する業者（以下これらを「指名業者等」という。）を選定し、業務等の実施に係る意思決定の決裁を受ける。
  - イ 予定価格調書を作成し、決裁を受ける。
  - ウ 選定業者に指名通知又は見積合わせ通知をするとともに、仕様書等を示す。
  - エ 入札又は見積合わせを執行し、受注業者を決定する。
- (5) 契約書案又は請書案を作成する。
- (6) 契約の締結に係る意思決定についての決裁を受ける。
- (7) 契約書を締結し、又は請書を徴し、契約締結の報告を行う。

(8) 契約の適正な履行を確保するため、監督をする。

(9) 契約業務の完了に際し、検査を行う。

(10) 契約書に基づき契約金を支払う。

(仕様書等)

第3条 仕様書等は、発注業務の内容を明らかにするものであり契約の基本となるものであるから、必要かつ十分な内容を網羅したものでなければならない。

(業者の選定)

第4条 指名業者等を選定する場合は、特別の事情がある場合を除き、前橋市が発注する物品の購入及び製造並びに役務等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者（以下「有資格者」という。）の中から市内に本社若しくは本店又は本市との契約に当たり委任先として登録している支社若しくは支店（営業所を含む。）を置く業者を選定するものとする。

2 指名業者等の選定に当たっては、経営状況、信用度、当該業務等の遂行能力、許可、認可等を必要とする場合の資格の有無等を確認し、契約の不履行のおそれがないと認められる者を選定する。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、有資格者以外の者と随意契約の方法により契約することができる。

(1) 国及び地方公共団体並びに公共団体及びこれに準ずる団体

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号又は第5号に該当する場合

(選定業者数)

第5条 発注業務の予定価格が10万円を超える場合は、1件に係る指名業者等の数は、おおむね次のとおりとする。ただし、業務内容、対象業者数等により、この基準により難しい場合は、この限りでない。

(1) 予定価格が10万円を超え50万円（動産の借入業務については40万円）までのとき。 2業者以上（但し、入札の場合は3業者以上）

(2) 予定価格が50万円（動産の借入業務については40万円）を超え100万円までのとき。 3業者以上

(3) 予定価格が100万円を超え500万円未満のとき。 4業者以上

(4) 予定価格が500万円以上のとき。 5業者以上

(入札及び見積合わせ)

第6条 入札は1件の予定価格が50万円（動産の借入業務については40万円）を超える場合に前橋市入札執行要領（平成6年3月29日伺定め。以下「入札執行要領」という。）により行うものとする。ただし、長期継続契約を締結する場合

には、予定価格にかかわらず、原則として入札により行うものとする。

- 2 入札は、当該事務事業を主管する課長（以下「入札執行者」という。）が執行するものとする。ただし、入札執行者が都合により執行できない場合は、あらかじめ入札執行者が指名した者が代行することができる。
- 3 見積合わせは、入札執行要領に準じて行うものとする。ただし、契約規則第17条第2項の規定により見積書の徴取を省略する場合はこの限りでない。
- 4 前各項の入札又は見積合わせの結果、予定価格の制限の範囲内で（最低制限価格を設定した業務にあつては予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち）最低価格の入札又は見積りをした者を受注者と決定する。ただし、業務の性格により価格の高低のみで判断できない場合は、この限りでない。

（長期継続契約の場合の契約書）

第7条 長期継続契約をする場合にあつては、契約規則第21条の規定にかかわらず、必ず契約書を作成するものとする。

（契約締結の意思決定等）

第8条 入札及び見積合わせの結果、受注者が決定したときは、速やかに契約の締結に係る意思決定の伺いを作成し、前橋市事務決裁規程（平成6年前橋市訓令甲第1号）に規定する決裁責任者の決裁を受けるものとする。

- 2 前項の伺いを作成するに当たっては、事前に受注者が免税事業者の場合は、免税事業者届出書（様式第1号）を提出させるものとする。

（契約締結の報告）

第9条 契約書を締結し、又は請書を徴したときは、速やかに契約締結の報告をするものとする。この場合において、決裁区分は、次のとおりとし、原則として合議は要さない。

(1) 業務等の実施に係る意思決定が部長以上の決裁を受けた場合 部長

(2) 前号に規定する場合以外の場合 課長

（実施計画書の提出）

第10条 業務の実施に当たり、受注者に、契約書、仕様書等に基づいた業務の具体的な作業手順等を記した書面（以下「実施計画書」という。）を提出させる。ただし、業務の内容により特に必要がない場合は、この限りでない。

（監督員の設置）

第11条 契約の適正な履行を確保するため、監督員を置く。ただし、業務の内容により特に必要がない場合は、この限りでない。

（契約の履行の確保）

第12条 監督員又は発注課の担当者（以下「監督員等」という。）は、契約書（請書を含む。）、仕様書等及び実施計画書（以下「契約書等」という。）に基づいて、必要な監督、立会い、指示等を行うものとする。

2 監督員等が契約書等に違反する事実を発見したときは、直ちにその旨を上司に報告し、指示を受け指揮等を行うものとする。

（契約の変更）

第13条 契約規則第23条第4項に規定する業務委託変更契約書を作成し、又は業務委託変更請書を徴するに当たっては事前に受注者と協議を行うものとする。

（検査）

第14条 受注者から業務の完了について通知があったときは、通知を受けた日から10日以内に検査を行い、契約書等に基づいて契約の履行を確認する。

2 前項の検査は、発注課の職員が行うものとする。ただし、契約の内容が発注課の職員による検査に適さない場合は、発注課の課長が他の課の課長に依頼することにより当該他課の職員を検査員とし、又は契約規則第32条第1項の規定により職員以外の者に委託して当該職員以外の者を検査員とすることができる。

（契約金の支払）

第15条 前条に規定する検査に合格後、受注者から契約金の請求があったときは、適法な支払請求書の提出があったその日から30日以内に支払うものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行し、同日以後の業者の選定から適用する。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の第10条第2項の規定は、施行の日以後の日付で締結する契約について

適用する。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

免 税 事 業 者 届 出 書

年 月 日

（宛先）前橋市長

所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

下記の期間については、消費税及び地方消費税に係る免税事業者（消費税法第 9 条第 1 項本文及び地方税法第 7 2 条の 7 8 第 1 項の規定により消費税及び地方消費税を納める義務が免除される事業者）であるのでその旨を届け出ます。

なお、免税事業者であるかの事実確認で所轄税務署に提出した書類の写しの提出を求められたときは、速やかに提出いたします。

記

課税期間	年	月	日から
	年	月	日まで

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者： (電話番号)
- ・担 当 者： (電話番号)